



第十卷 第四號

大正十四年十月一日發行

(通卷第四十號)

研 究

支那史上に於ける公私債務の免除

文學博士 加 藤 繁

一

茲に公私債務といふのは、人民の公即ち官府に對する債務及び私人に對する債務の意味である。我鎌倉時代の中頃から室町時代へかけて行はれた所謂德政の中に、私人に對する債務の免除の包含されて居たことは、改めて申すまでもない。

二

私は、支那史上に我國の德政に似た事例が存したか否かに就いて、少しく考究を費した。さうして、五代宋代などに於て公私債務免除の稍行はれたことを見出した。下に其れを報告しよう。

人民の公私債務を免除した事例は、主として五

代及び宋代に於て見出されるけれども、併し是れより以前に全く左様な事實が無かつたかどうか、一應檢覈して置かう。漢書、武帝紀、元朔元年三月甲子の條には

立皇后衛氏。詔曰。朕聞天地不變。不成施化。陰陽不變。物不暢茂。易曰通其變。使民不倦。○中略其赦天下。

與民更始。諸逋貸及辭訟。在孝景後三年目前。皆勿聽治。

とあり、同、昭帝紀、始元四年三月甲寅の條にも

立皇后上官氏。赦天下。辭訟。在後二年前。皆勿聽治。

とある。逋は逋賦逋租を指すので、滯納の租税である。貸は朝廷から民に貸附けた籽種食料の類である。直貸を治めないといふのは、人民の公に對する債務を免除することに外ならぬ。辭訟は民事刑事一切の訴訟を意味せることゝ解せられるが、民事の訴訟の中には錢穀の貸借に關するものも有つたであらう。随つて辭訟を免除するといふこと

の中には、自ら私人に對する債務の免除も含まれたであらう。漢書に據るに、逋貸の免除は、朝廷に慶事のあつた場合、水旱飢饉の起つた場合などに數多く見えるけれども、辭訟を免じたことは右二箇條の外殆見えない。蓋漢代に於て、人民の公に對する債務は屢々免除されたけれども、私人相互の債務の免除されることは稀少であつたのであらう。

三國志、吳志^{二卷}孫權傳、赤烏十三年八月の條に

丹陽句容及故鄣寧國諸山崩。鴻水溢。詔原逋責。給貸種食。

とあつて、逋責を原すといふことが見える。原は免除の意で責は債に通ずる。晉書^{三卷}武帝紀、泰始元年十二月卽位の條にも

於是大赦改元。賜天下爵人五級。鰥寡孤獨不能自存者殺人五斛。復天下租賦及關市之征一年。逋債宿負皆勿收。除舊嫌。解禁錮。亡官失爵者悉復之。

とあつて、逋債宿負皆收むる勿しと見える。同書

同紀、太康六年正月の條には

以比歲不登。免租貸宿負。

とあり、同卷九孝武帝紀、太元五年六月の條には

以比歲荒儉大赦。自太元三年以前逋租宿債皆蠲除之。

云云。

とあり、太元十七年正月の條には

大赦。除逋租宿債。

とある。宋書には

逋租宿債勿復收。卷三、武帝本紀下、永初元年六月、即位の詔。

大赦天下。略。○申逋租宿債勿復收。卷五、文帝本紀、元嘉元年八月

原遭水諸郡諸、逋負同上、元嘉二年八月

大赦天下。諸逋債在十九年以前。一切原除。去歲夫收

者。疇量申減。云云。同上。元嘉十一年正月

即皇帝位。大赦天下。略。○申逋租宿債勿復收。云云。卷六

孝武本紀、元嘉三十年四月

丙申朔、日有蝕之。丙辰。太赦天下。文武賜爵一級。

逋租宿債。勿復收。同上、孝建元年七月

車駕躬耕籍田。大赦天下。尙方徒繫。及逋租宿債大明

元年以前。一皆原除。云云。同上、大明四年正月

可大赦天下。行幸所。無出今歲粗布。其逋租餘債勿復

收。云云。同上、大明七年二月詔

可大赦天下。略。○申逋租宿債勿復收。卷八、明帝本紀、泰始元年十二月即位の詔

丁酉略。○中京城是日解嚴。○是れより先、江州刺史休龍大反す。是に至つて平らぐ。

大赦天下。文武賜位一等。戊戌除江州逋債。云云。卷九後廢

帝紀元徵二年五月

太傅齊王○譙道成表請負官物質役者悉原除。卷十、順帝本紀昇明三年正月

とあつて、逋租宿債又は逋債・逋負等を免除すること載せて居る。右三國志以下に見えて居る逋

租宿債・逋債・逋責・逋負、租賃宿負等の語は皆同義

で、逋債・逋負は逋租宿債若しくは逋租宿負の略

稱と解せられる。さうして宿債・宿負は、漢書に

謂ふところの貸と同じく、官から民に貸附けた錢

穀の類を指すので、宋書順帝本紀に諸負官物云云

とあるのと同一であらう。南齊書卷六明帝本紀、建

武元年の即位の詔に

進租宿費。換負官物。在建武元年以前。悉原除。

とあるのも、此の解釋を助けるに足るものであら

う。陳書^三卷三世祖本紀、永定三年六月、即位の詔に

可大赦天下。○中進租宿費。吏民懸負。可勿復收。

とあるのも、同一轍であつて、吏民懸〔懲〕負とは

吏民の期に違つて償還しない負債の意味で、進租

宿債を繰返して説明したものであらう。進債の原

除に關する記事は、南齊書・梁書・陳書等に尙ほ散

見して居るが省略する。

以上述べた所に依れば、人民の官に對する債務

を免除することは、漢から六朝に互つて屢々行は

れたけれども、人民相互の債務を免除することは

漢代に一二其の例と思しきものを認めるだけで、

他の時代の記録には全く見出し得ないのである。

新唐書には

免永旱州逋負。卷五、玄宗本紀、開元八年三月。

免天下七年以前逋負。同上、開元九年二月。

大赦^{○中}免民逋租宿負。卷六、代宗本紀、乾元元年五月即位の際。

大赦改元。免民逋負。同上、廣德元年七月。

大赦。免元和二年以前逋負。卷七、憲宗本紀、元和十三年正月。

蜀度支鹽鐵逋負。〔度支鹽鐵の管理に屬する逋〕卷八、宣宗元年四月。〔負を解すべきであらう。〕本紀大中四年四月。

大赦。免咸通三年以前逋負。卷九、懿宗本紀、咸通七年十一月。

なごあるが、所謂逋負は言ふまでもなく進租宿債

で、宿債は官に對する積年の債務であること六朝

時代と同様であらう。此れは、右代宗本紀乾元元

年の條に免民進租宿債とあるのが、其の原文たる

唐大詔令集^{卷二}代宗即位赦に

天下百姓進租懸調。貸糧種子。諸色欠負官物。一切放

免。

と見え、又同本紀廣德元年七月の條に免民逋負と

あるのが、其の原文に近い冊府元龜^{卷四}蜀復同年

の記事に、

二年七月改元廣德。制曰百姓通租懸調及一切欠負官物等。自寶應元年二月三日已前。並放免。

と見えるのに依つても窺はれる。尙ほ唐大詔令集には即位・改元・立太子・恩宥等の際に於ける赦文德音を數多く掲げて居るけれども、私人相互の債務の免除に言及したものは一つも見出されない。

同書^{卷八}懿宗、咸通八年五月德音には

如聞府縣禁人或緣私債。及錮身監禁。遂無計營生。須有條流。俾其存濟。自今日以前。應百姓舉欠人債。如無物產抵當。及身無職任請俸。所在州縣及諸軍司。須寬與期限。切不得禁固校料。令其失業。又輒不得許利上生利。以及迴利作本。重重徵收。如有違越。勘實奏聞。云云。

とあつて、債務者保護の爲め詳細な命令を降して居るが、而も進んで債務を免除しようとはして居らぬ。但し唐會要^{卷八}雜錄、敬宗、寶曆元年正月七日の勅には

應京城内。有私債經十年已上。會出利過本兩倍。本部主及元保人死亡。並無家產者。宜令臺府勿爲徵理。

とあつて、長安城中の民にして、私人の債を負ふこと十年已上、利を出だすこと元金の二倍に達し且つ本部主(借受人か)及び元保人(保證人)の死し並に家産無き者に對して、其の債務を免除することを載せて居る。此れはともかくも或條件に依つて私債の免除を行つたものと謂はなければならぬ。舊唐書^{卷十}敬宗本紀には寶曆元年春正月乙巳朔。辛亥。親祀昊天上帝于南郊。禮畢。御丹鳳樓。大赦。改元寶曆元年。とあるが、正月辛亥は七日に當るから、右唐會要の勅は改元の赦文の一節と知られる。此の赦文は、現在の文獻中、唐代に於ける私債免除を傳へた唯一の記録であるが、其の條件が頗煩碎で、適用の範圍が極めて狭少であつたらうから、實惠は幾も民に及ばなかつたこと、察せられる。要するに、唐代に於ては、大體から觀

れば、私債の免除は殆行はれなかつたと謂つてよからう。

四

舊五代史^{卷十}梁末帝紀、貞明六年四月丁亥の制に上朕以眇末之身。託億兆之上。四海未乂。八年于茲。業業兢兢。日愼一日。雖踰山越海。肅慎方來。而召雨徵風。豈尤尙在。顧茲殘孽。勞我大邦。將士久于戰征。黎庶疲于力役。木牛暫息。則師人有乏饑之憂。流馬盡行。則丁壯有無聊之苦。況青春告謝。朱夏已臨。妨我農時。迫我戎事。永言大計。思致小康。宜覃思在宥之恩。稍示殷憂之旨。用兵之地。賦役實煩。不有蠲除。何使存濟。除兩京已放免外。應宋毫潁鄆齊魏滑澤澤沂密青登萊淄陳許均房襄鄧沁隨陝華雍晉絳懷汝商等三十二州。應欠貞明四年終已前夏秋兩稅。並鄆齊滑澤襄晉輝等七州。兼欠貞明四年已前營田課利物色等。竝委租庸使。逐州據其名額數目矜放。○中其有私放遠年債負生利過倍。自違格條。所在州縣。不在更與徵理之限。

(一)
云云。

とあつて、應宋等三十二州の貞明四年以前の兩稅及び鄆齊等七州の營田課利物色を蠲放すると共に此等の地方に於ける民間遠年の債負にして生利過信なるものの徵理を禁じたことを載せて居る。當時梁は晋に攻められて連年戰爭に従事し、人民は賦役の煩苛に苦しみつゝあつたのであるから、兩稅等の外、遠年の債務をも免除して、其の不平を慰めようと試みたのであらう。此れは右制詔の文に依つても察することが出来る。同、龍德元年〔貞明七年龍德と改元す〕改元の制には

公私債負。納利及一倍已上者。不得利上生利。

とあつて、債務を免除したのではないけれども、公私貸金の利息を制限したことを載せて居る。冊府元龜^{卷四百九十一}邦計部、蠲復一、後唐莊宗、同光元年四月、卽位の詔には

應有欠負。不繫公私。若會重重出利。累經徵理。填遠

不追者。並皆釋放。

とあつて、年を経た公私の債務を釋放したことが見える。又、同書、同年十月、汴州を取り、梁を滅した時の詔には、

理國之道。莫若安民。勸課之規。宜從薄課。庶遂息肩之願。冀諧鼓腹之謠。應諸道戶口。竝宜罷其差役。各務營農。所係殘欠賦稅。及諸務懸欠積年課利。及公私債負等。其汴州城內。自收復日已前。並不在徵理之限。應天下諸道。自壬午年十二月已前並放。^(二)

とあつて、新に獲た汴州城内の民に對しては、收復の日より已前の殘缺賦役等並に公私の債負を釋放し、自餘の天下諸道に對しては、壬午の年即ち此の前年以前の其れを釋放したことが見える。此の公私債負除放の令は、前の諸事例が、遠年の債負を目的としたのに引換へ、殆無條件であつたことが注意せられる。又同書^{卷四百九十二}後唐、明宗、天成二年十月辛丑の詔には、

應汴州城內百姓。既經驚劫。須議優饒。宜放二年屋稅。乘公私債負。如是在城廻圖錢物。及公私質庫。除點簡見在外。實經兵士散計者。不計年月遠近。並宜蠲放。云云。

とある。文中驚劫とあるのは、此の年十月乙丑汴州宣武軍節度使朱守殷反亂して、馬步軍指揮使馬彥超之に死し、己丑、守殷も亦自殺した事件を指す。此の文の意味は十分明でないが、想ふに廻圖錢物〔官の貸出に係る錢物であらう〕を借りたもの公私質庫から錢を借りたもので、實際兵士の劫掠を被つたものに對しては、年月の遠近を問はず悉其の債務を蠲放し、自餘の公私債負は遠年のものゝみ之を釋放するといふことであらう。同、晉高祖天福五年正月朔の制にも

朕自勉副群心。泰臨大寶。承歷代荒屯之後。屬前期喪亂之餘。每務緩和。漸期富庶。尋以東遷梁苑。北定鄴都。國力既虛。軍資甚廣。所司以供億爲念。督責是專。嘗思凋弊之民。倍軫焦勞之意。今我事漸簡。農事欲興

將導達於休和。用頒宣於滯澤。宜蠲宿負。以惠黎元。

應天福元年終已前 公私債欠。一切除放。

とあつて、民を休和せんが爲め、天福元年末以前の公私債欠を一切除放することを載せて居る。此の事は新舊五代史にも見えるので、舊五代史卷七十九晋高祖紀五には、降德音。應天福三年終公私債欠一切除放。とあつて、冊府元龜卷八に天福元年とあるのが三年に作られ、新五代史卷八晋本紀、高祖の條には唯だ、德音。除民公私債。とある。私の據つた冊府元龜は明の崇禎刊本であるが、此の本は誤字が多いから、元年の元も恐らくは誤りで、舊五代史に三年とあるのが正確であらう。蓋右の制は天福五年正月に降されたものであるから、此れから滿一年溯つた天福三年末を以て公私債負除放の限界と定めたのであらう。尙ほ舊五代史卷八晋高祖紀六、天福六年八月壬寅の制に

私下債負。徵利及一倍者。並放。主持者不在此限。

とあるを觀れば、此の時、天福四年以後の私人に對する債務にして利を徵すること既に元金の一倍に及ぶものを除放したことゝ解せられる。主持する者は此の限に在らずとは、官の放債に係るものは免除の限でないといふ意味であらう。又冊府元龜卷四百九十二晋少帝天福七年八月の詔には、

叛逆之臣。必行於討伐。凋傷之俗。宜示於撫綏。一昨逆賊安從進。不戒滿盈。輒謀違背。占據城壘。虐害人民。元兇已就於嚴誅。比屢宜加於霽澤。○中應在城人戶。除已行賑貸外、持放今年秋來年夏城內物業上租稅。○中其管內諸縣人戶等。被安從進數年誅剝。多是貧寒。應天福七年夏稅已前諸色殘欠及訟徵錢物。並公私債負等。並與徐放。

とあつて、襄州管内に對して、此の年の夏稅以前の殘缺等と共に公私債負を除放したことが見える此の前年、山南東道節度使として襄州に駐した安從進が反亂し、此の年八月戊午誅に伏したので、

亂後の人心を綏撫せんが爲め此の令を發したのである。

以上の中、梁末帝龍德元年の制は利息の制限に止まるものであるから之を除外しても、猶ほ、或は一地方に對し、或は領土全體に對して、條件附若しくは殆無條件を以て民の公私債負を免除した事例七個を數へることが出来る。此れは實に五代五十三年の間に起つたのである。

五

五代に於て公私債負の免除の行はれたことは上述の如くであるが、所謂債負とは何を指すのであらうか。借金、當時の言葉で言へば舉債が其の主なるものであつたことは論ずるまでもあるまい。

支那で貧富の懸隔が生じたのは随分古い事であるが、唐の中葉以後、此の傾向は益々甚しく、多數人民は貧乏を訴へ、富者は此れに乗じて高利の錢

穀を貸附け、其の結果貧民は愈々困しんだのであつて、此の間の消息は、柳宗元の永州鈔鉅潭記に其上有居者。以予屢游也。一旦歎門來告曰。不勝官租私券之委積。既芟山而更居。願以潭上之田。

質財以緩禍。とあり、又、全唐文卷五百四十九韓愈 應

所在典貼良人男女等狀に、臣往任袁州刺史日。檢

責州界內。得七百三十一人。並是良人男女。準律

計備折直。一時放免。原其本。或因水旱不熟。或

因公私債負。遂相典貼。漸次成風。とあるなどに

依つても窺はれる。さうして、其の利率の如何に

高かつたかは、唐會要卷八雜錄、開元十六年二月

十六日の詔に、比來公私舉放。取利頗深。有損貧

下。事須釐革。自今已後。天下負舉。祇宜四分取

利。官本五分取利とあるに依つて察せられる。唐

の朝廷も此の問題に注意し、右の如く高率ではあ

るが利率を制限したり、又前章に掲げた寶曆元年

正月の勅や咸通八年五月の德音に見えるやう債務

者保護の命を降したりなごした。斯くして五代に及んだのである。

借金の外、質物の本利に對しても一考しなければならぬ。質物の本利が、常に、所謂公私債負の中に包含せられたかどうかは明瞭でない。併し包含される場合のあつたことは、前章に掲げた、後唐明宗天成二年十月辛丑の詔に、

如是在城廻圖錢物及公私質庫云云。

とあるに依つて窺はれる。

貸家も唐代に行はれたので、全唐文^{卷三十二}には百官等所有の店舗の家賃を制限する詔も見えて居る五代から宋へかけても引續いて盛に行はれたので宋代に於ては久雨大雪等に際して屢公私房錢を蠲免した。家賃の滞つたものが、所謂公私債負の中に含まれるかどうかは詳でない。併し借金の本利と家賃とは大分性質が相違して居て、前に掲げた債負免除の全文は其儘家賃に當依めにくいこと

あるから、滞納の家賃は所謂債負の外と見るのが妥當であらう。

前章に引用した舊五代史、晋高祖天福五年正月朔の條に、降德音。應天福三年終公私債缺。一切除放。とあり、新五代史同年同日の條にも德音云々とあつて、公私債負免除の令に對して德音の二字を冠して居る。德音は詩經左傳以下歷代の文獻に見える語であるが、唐及び五代に於ては、罪を赦し賦役を減免し弊政を除く等凡そ恩澤を官民に布くの詔令は之を德音と呼んだのであつて、唐大詔令集^{卷十}に乾符四年冊尊號德音、疾愈德音、大和三年疾愈德音、同^{卷二}に立成王爲皇太子德音、長慶二年冊皇太子德音などあるのは、皆其の例とすべきである。公私債負免除の令も勿論德音である。併し委しく言へば德音の一種であつて、公私債負免除の令が獨り德音の名を専らにしたのではない。德政の語も古くから有つて、唐五代の際にも行は

れた。蓋德音と徳政とは相表裏するの語である。詔令其のものは德音で、其れが實施せられると徳政と爲るはずである。公私債負免除の令が德音の一種である以上、其の實施は確かに徳政の一端と見られたであらう。併乍ら其れが徳政の名を専らにしたのでないことは德音の場合と同様であつたらう。

公私債務の免除が五代に及んで頓に頻繁に行はれたのは何故であらうか。太平の日には富める者が勢力を占めるけれども、亂世に於ては必しも左様でない。亂世に於ては「多數」といふものが頓に其の力を發揮する。即ち、富める少數よりも、貧しき多數の去就向背が世の中を動かす。たとひ彼等が格段なる運動を起さずとも、其の意思感情其の評判、風説、流言蜚語のやうなものが侮り難い効果を生ずるのである。さうして五代に於て此の傾向の著しかつたことは、當時兵士が跋扈して

擅に天子や節度使の廢立を行つたことに依つても察せられる。顧ふに、公私債負免除の令が頻に降つた主なる原因は茲に求むべきであらう。高利に困しむ多數貧民を救濟する必要もあつたではあらうが、而も富人の利益を犠牲として斷然斯かる政令の發せられるに至つたのは、主として、多數貧民の歡心を活ふことが國土統治の上に有利であつた爲めであらう。

六

北宋には公私債負を併せ免除した事例は殆見えない。唯、三朝北盟會編十卷宣和四年十月十三日の條、賜新復州縣曲赦の次に又手詔蠲除科率とあつて下の詔が掲げられて居る。

詔。一應目前無名科率押配。及積奸政弊。一切煩苛之令。勅諸州一一具聞。當悉行蠲罷。不必待報者。宣撫司除之。積久稅賦。若公私子錢。皆免。云云。

此の詔も所謂新復州縣に對して降されたものであることは明瞭である。新復州縣とは遼人降伏の結果宋の版圖に入らんとしつゝあつた燕京一帯の地を指すのである。併し當時確實に宋軍の掌握したのは易涿二州であつたから 此詔の實施されたのも主として此の二州であつたらう。

南渡後に於ては、紹興中の記録に此の問題が見える。即ち建炎以來繫年要錄卷百六十五 紹興二十三年七月乙丑の條に、

詔。民間所欠私債。還利過本者。並與依條除放。先是温州布衣萬春上書。乞將民間有利債負。還息未還息。及本未及本者。並與除放。庶幾少抑豪右兼並之權。而伸貧民不平之氣。詔送戶部。上謂大臣曰。若止償本。則上戸不肯放債。反爲細民之害。可令子細措置。至是行下。

とある。此れに依れば建議者萬春の希望は、息を還したると還さゝると、又本に及べると及ばざる

とを問はず、あらゆる私債を悉除放せんとするに在つたけれども、審議の結果、利息支拂高が元金を超過したものの、み今後の債務を免除することゝ定められたのである。又同書卷百六十七 紹興二十四年十月壬午の條には

秦檜奏。諸州今歲豐熟。間有高田旱傷去處。上曰可依條檢放公私欠負。仍往催理。其繫官年歲深遠者。委戶部開具。取旨除放。仍令常平司措置。通融糶糶。務令兼濟。毋致失所。十二月癸丑。戶部擬請行下。

とあつて、諸州旱傷の處に於て公私缺負を檢放したことが見える。蓋し紹興二十三年七月には私債のみを除放したのであるが、此の年旱傷の處に於ては、私債は前年の例に照らし、公債即ち繫官債負は新に條件を定めて除放したのであらう。同卷百七十三 紹興二十六年七月戊午の條には

詔。民間私欠負逋。依欠官物指揮。限紹興二十二年以前。並行除放。戶部尙書兼權知臨安府韓仲通應詔有請也。

とある。是れより先、彗星出現の爲め、詔して士庶の陳言を許したので、韓仲通は之に應じて私債除放のことを請うたのである。缺官物指揮とは、蓋紹興二十四年旱傷地繫官債負の處分のやうなものを指すのであらう。紹興二十二年以前とあるのは誤りで、正しくは二十四年又は二十五年などあるべきでないかと疑はれるが詳でない。次に宋史卷三高宗本紀八、紹興二十九年三月己卯の條に

除湖州平江紹興流民公私債負。

とある。此れは流民に對しての事であるから、何の制限も無く、一切の公私債負を除放したのであらう。同書卷三光宗本紀、淳熙十六年二月、受禪即位の條には

大赦。百官進秩一級。優賞諸軍。蠲公私逋負。及郡縣淳熙十四年以前稅役。

とあり、又閏五月庚申朔の條には

免郡縣淳熙十四年以前私負。十五年以後輸息及本者蠲之。

とあつて、公私逋負に關する前後二回の令を掲げて居るが、文獻通考卷二國用考五、蠲貸の條には此の間の事情を述べて

淳熙十六年二月。光宗受禪即位。蠲赦條畫。一依壽皇

登極赦事理。○壽皇即孝宗即位の赦文には應官司債負房

賃稅賦云云。並除放とある。〔文獻通考卷二十七〕

臣僚言。紹興三十二年赦。止放官司債負。今乃易官司之司爲公私之私。赦下之後。並緣贖昏者衆。乃詔。私債納息過本者放。未過本者。免息還本。並緣贖昏者科罪。

と云つて居る。蓋淳熙十六年二月には公私債負を無條件で除くことゝしたけれども、物議が多かつたので、閏五月に至り、改めて、私人に對する債負は、淳熙十四年以前のもは全く之を免じ、十五年以後のものでは元金と同額以上の利息を納めたものゝみ之を除放したのである。文獻通考に一依壽皇登極赦事理とあるのは、二月の大赦が孝宗即位の赦と大體同様であつたことを謂ふので、實は一方には官司債負となり一方には公私債負とあ

るやうな小異を存したのである。五月朔の令に至つては此の時新に定められたもので、孝宗即位の赦には全く缺如したことゝ認めなければならぬ。

因みに言ふ、縁頼昏者の意義は詳でないが、要するに反抗し騷擾することを謂ふのであらう。尙ほ文獻通考^{同上}には

紹熙五年。寧宗即位登極赦。獨放一如淳熙十六年故事となるが、淳熙十六年故事とは同年閏五月の修正を経たものを指すのであらう。

宋代の文獻に現はれた公私債負免除に關する記事は大體右の如くである。もつとも、租税及び官に對する債負の免除は、此の外にも屢行はれたが、或條件に依つて公私債を併せて免除し、若しくは單に私債を免除した事例は略右の如くである。北宋時代には續資治通鑑長編のやうな詳密な記録も備はつて居るけれども、絶えて其の事の見えないのに依れば、公私債負除放は此の時代には大體行

はれなかつたと見做して差支あるまい。蓋宋の太祖は、鬻市を禁じ、兵士の専恣を抑へるなど、總じて紀綱を振肅し秩序を鞏固にするの政策を執つたのであるから、五代の遺習たる公私債除放の令の如きは斷然廢棄したことであらう。さうして爾後の歷帝も其の遺蹤を追うたのであらう。公私債の免除が果して宣和四年十月新復州縣に降された手詔に始まるかどうかは詳でないけれども、とにかく北宋末年動亂の氣の萌した時期に起つたことゝ見て、恐らくは大過あるまい。南宋は、高宗朝に建炎以來繫年要錄の如き委しい記録があるだけで其の後の各朝には斯様な文獻を缺如して居るから輕々しく決定することは出來ないけれども、併し公私債務の免除は主として高宗朝に行はれ、其の後には於ては即位の際多少之を行ふ位であつたのではあるまいか。さうして高宗朝に主として行はれたのは、朝廷の基礎が鞏固でなく、多數貧民の態

度に特に留意する必要があつたからではあるまいか。

前に掲げた建炎以來繫年要録、紹興二十三年七月、温州の布衣萬春の言に、庶幾少抑豪右兼并之權。而伸貧民平之氣。とあるが、當時兼并の勢益甚しく、貧民の之に對する怨嗟の念も亦尋常でなく、引いて世を詛ひ國を詛ふの志も生じたことであらう。

同書卷三十一建炎四年二月申午の條には

是日鼎州人鍾相作亂。自稱楚王。初金人去潭州。郡盜大起。東北流移之人。相率渡江。武經大夫濰州團練使孔彥舟。自淮西收潰兵。侵據荆南鼎澧諸郡。祕閣修撰知荆南府唐繼業城去。相武陵人。以左道惑衆。自號天大聖。言有神靈與天通。能救人疾患。陰語其徒。則曰法分貴賤貧富。非善法也。戒行法當等貴賤均貧富。翁然從之。備糧謁相。謂之拜父。如此者二十年。相以故家貲鉅萬。及湖湘盜起。相與其徒結集爲忠義民。兵士大夫避亂者多依之。相所居村有山。曰天子崗。遂即其處築壘浚濠。以捍賊爲名。會孔彥舟入澧州。相乘人情

驚擾。因託言拒彥舟以衆衆。至是起兵。鼎澧荆南之民響應。相遂稱楚王。○中時鼎州闕守臣。而湖南提點刑獄公事王彥成單世鄉。皆擊家順流東下。僅以身免。賊遂焚官府城市寺觀。及蒙古之家。凡官吏儒生僧道巫醫卜祝之流。皆爲所殺。云云。

とあつて、鼎州の人鍾相といふものが、貴賤を等しうし貧富を均しうすと呼號して小民を動かし、亂に及んだことを載せて居る。貧富の反目は以前からの事であつて、貧富を均しうすといふことも亦夙に亂徒の旗幟としたところで、宋の太宗の淳化中、蜀に據つて背いた王小波李順の輩も亦之を口にしたのである。併乍ら、南宋の初、社稷存亡の危機に際しては、特に多數貧民の怨嗟を和らげ、不逞の徒が斯かる標語に依つて民を煽動するのを防ぐ必要があつたのであらう。高宗の時、屢或條件の下に公私債負を除放したのも、一つは此の必要に本づいたのであらう。

七

大金國志卷十熙宗天眷元年夏の條に

元帥府令。諸欠公私債無可還者。没身及家屬爲奴婢償之。

とあるが、建炎以來繫年要錄卷百二十紹興八年〔金の天眷元年〕六月の終の條に之を詳述して

是夏。金左監軍薩里干。自長安歸雲中元帥府。下令。

諸公私債負無可償者。没身及妻女爲奴婢以償之。先是諸帥回易貸緡徧於諸路。歲久不能償。會改元詔下。○此年即ち天會十三年十二月、明年を改めて、○前天眷元年を爲すこととし、大赦を行ふ。凡債負皆釋去。諸帥怒故違赦。復下此令。百姓怨。往往殺債主。嘯聚山谷焉。

と言つて居る。此れに依つて熙宗即位改元の際、先づ公私債負を免除して債主たる諸將帥の怒を招き次に掌を反すが如く前令を取消し、極端に苛酷な命を下して、復た貧民の憤怒騒動を惹起したことが知られる。

八

元史卷二太宗本紀(三)十二年の條に

是歲。以官民貸回鶻金償官者歲加倍。名羊羔息。其害爲甚。詔以官物代還。凡七萬六千錠。仍命凡假貸歲久惟子本相俸而止。著爲令。

とある。子本相俸而止とは、利息の支拂高が元金と同額に達するを俟つて利息の徴收を停止すべきことを謂ふのであつて、元金と同額の利息を支拂つたものに對して全然債務を免除することではあるまい。即ち舉債者の義務を元金の外之と同額の利息を支拂ふことに限つたもので、所謂一本一利の制に外ならないであらう。此の制は現在の舉債者に對しても適用されたであらうから、此の時既に利息を支拂ふこと元金の二倍に及んだものは直に其の債務を免除せられ、未だ其の數に及ばないものゝ爲めには不足高を官より代還したのであらう。又同書卷六世祖本紀(四)三、至元六年九月戊午の條

には

勅。民間貸錢取息。雖踰限。止償一本息。

とある。太宗十二年の令は其の後廢れたはつたので、是に至つて更めて一本息即ち一本一利の法を定めたのであらう。此の時にも、利息支拂高が既に一本一利の額に達したものは其債務を免除せられたはずである。同書卷百五劉秉忠傳には、世祖の藩邸に在るの日、秉忠が世祖に上つた長書の中に、

今宜打算官民所欠債負。若實爲應當。差發所借。宜依合罕皇帝聖旨。一本一利。官司歸還。凡陪償無名。虛契所負。及還過元本者並行赦免。○中世祖嘉納。

とある。文中、合罕皇帝とあるのは太宗を指すのであらう。此れに依つて至元六年の勅が、太宗の遺制に依り、且つ劉秉忠の建言に本づいたことが窺はれる。

至元以後、元一代を通じて、一本一利の法は善

く行はれたやうであつて、元曲の中にも屢其の物語が見える。さうして明を経て清朝まで及んだのである。此れと同時に、公私債負免除の令は、至元以後略影を潜めしまつた。(六)顧ふに、一本一利の法は、五代の債負除放の如き一時の處分と違ひ、永久の制度として定められたもので、唐以來の利息問題債負問題は此れに依つてともかくも確定的解決を得たと謂つてよからう。至元以後公私債負免除の事が起らなかつた理由は一つならず存するであらうが、一本一利法の樹立を其の主なるものに數へなければなるまい。

九

以上述べ來つたところを概括すると、「一」私債若しくは公私債負を併せて免除することは唐以前の文獻には殆見えないこと「二」但し漢代の辭訟の免除の中には私債の除放も含まれたと解せられ

ること、又唐代にも私債免除の事例が唯一つ存するけれども、其れは極めて煩瑣な條件が附いて居るので、幾の實效も無かつたと考へられること、〔三〕五代に至つて公私債負の免除が屢行はれたこと、即ち一地方若しくは領土全體に於て、條件附或は殆無條件で、公私債負を免除した事例七件を五十三の記録中に見出し得ること、〔四〕北宋に入つて此の種の事例は跡を絶つたやうであるが、其の末期から南宋に互つて——特に南渡の初に於て——復た稍行はれたこと、〔五〕公私債負免除の令は動亂の世、多數貧民が勢力を得る時代に現はれたもので、當時爲政者は此かる政令に依つて多數貧民を慰撫する必要を感じたであらうと推測せられること、〔六〕元の世祖以後に於ては公私債負免除の令を見ないが、其の主因の一つは一本一利制の樹立であらうと考へられること等である。

註

一 此の制(梁末帝貞明六年四月丁亥)は冊府元龜卷四百九十一、邦計部、蠲復の條にも收められて居る。但し舊五代史の方が稍詳である。

二 此の詔(後唐莊宗同光元年十月)は舊五代史卷三十、唐莊宗紀四にも收められて居る。

三、四、五 一本一利に關する記事が元史太宗本紀・世祖本紀・劉秉忠傳等に存することは、趙翼の陔餘叢考卷三十三、放債起利加二加三加四並京債の條に見える。私も此れに依つて資料の所在を知り、更に原書に就いて考究した。

六 私の涉獵した限りでは、至元以後の文獻には、公私債負を併せ免除した事例を見出さない。明史卷二太祖本紀二、洪武元年八月己卯の條に、大赦の恩典を列記した中に、民間逋負免徵とあつて、所謂民間逋負は、一見、私人相互の債務ではないか疑はれる。併乍ら洪武實錄卷三十四、同年同月同日の條に載せられた大赦の詔の原文には、民間逋負係官錢穀悉免徵とあるから、其れが私債でなくして係官債負であつたことは明瞭である。